

# 官庁施設の防犯に関する基準

平成21年 6月 1日 国営設第 27号

この基準は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この基準は、「官庁施設の基本的性能基準」（平成18年3月31日国営整第156号、国営設第162号）に定められる性能のうち、防犯に関する性能について、官庁施設に求められる水準、これを確保するために必要な技術的事項等を定め、官庁施設の防犯性能の向上を図り、官庁施設の利用者、執務者及び財産の安全を確保することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

- (1) この基準において「警戒線」とは、官庁施設の利用者、執務者及び財産を取り囲み、犯罪企図者のその内部への侵入を防止する防御ラインをいう。
- (2) この基準において「警戒域」とは、警戒線によって区分された区域をいう。

## 第2章 基本事項

- (1) 官庁施設の利用者、執務者及び財産に対する犯罪を防止できるものとする。
- (2) 官庁施設の立地条件、規模、開放性、運用の状況等に加え、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮したものとする。
- (3) 地域における防犯環境の向上に貢献するものとする。

## 第3章 性能の水準、技術的事項及び検証方法

### 3.1 性能の水準

- (1) 建物内の防犯に関する性能の水準

次表のとおり、各分類の対象とする室等に応じて、想定される脅威による官庁施設の利用者、執務者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られるよう、性能の水準を確保する。

分類	I	II	III
対象とする室等	上級室等の重要な室、重要な財産を保管する室等	事務室、会議室等、設備関係諸室	分類I及びIIに該当しない建物内の室等
性能の水準	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務	想定される脅威による官庁施設の利用者、執務

	者及び財産に対する犯罪の防止が特に図られている。	者及び財産に対する犯罪の防止又は抑止が図られている。	者及び財産に対する犯罪の抑止が図られている。
--	--------------------------	----------------------------	------------------------

(2) 外部空間の防犯に関する性能の水準

想定される脅威による官庁施設の利用者、執務者や周辺地域に対する犯罪の抑止が図られている。

(備考)

※1 上記によりがたい場合は、別途性能の水準を設定する。

※2 武力行使等の特殊な脅威を考慮する場合は、別途性能の水準を設定する。

### 3.2 技術的事項

#### 3.2.1 防犯を考慮した施設整備

- (1) 官庁施設の利用者、執務者の動線、犯罪企図者の侵入経路等を考慮し、対象とする室の分類に応じた警戒線及び警戒域を適切に設定する。
- (2) 建築、防犯設備及び施設の運用・管理による対策を適切に組み合わせる。

#### 3.2.2 建築に関する事項

- (1) 敷地に隣接する施設、道路等の条件を考慮し、昼夜とも敷地外周及び建物外周の自然監視性を確保する。
- (2) 植栽・工作物等は、死角を作らないように配慮する。
- (3) 外壁に面する開口部等のうち、犯罪企図者の侵入が想定されるものは、容易に破壊できないものとする。
- (4) 建物内の警戒線は、壁、建具（施錠できるものとする）、カウンター等の固定された物理的な障壁により構成する。
- (5) 共用部等には、できる限り、死角となる箇所を設けない。
- (6) 対象とする室等の分類に応じて、前室の設置、上層階、地階への配置等を考慮する。
- (7) 緊急時における官庁施設の利用者、執務者の避難経路を確保する。

#### 3.2.3 防犯設備に関する事項

- (1) 防犯設備は、平休日、時間帯別に管理状態が異なる場合においても、効率的かつ効果的に機能するものとする。
- (2) 侵入検知は、防犯機器（開放検知センサ、ガラス破壊センサ、赤外線センサ等の併用等）の性能・特性及び設置場所の状況を考慮し、効率的かつ効果的なものとする。

- (3) 防犯カメラ等を設置する場合は、施設内を効果的に監視可能なものとする。
- (4) セキュリティゲートを設置する場合は、設置場所、台数、通過処理能力等を適切に選定し、警備の効率化が図られるものとする。
- (5) 対象とする室の分類に応じて、入退室管理装置等による入室抑制対策を講ずる。
- (6) 防犯上重要な箇所には、当該箇所の状況を迅速に把握可能な設備を設けることで、施設全体の防犯に関する情報を集中的に把握できるものとする。

#### 3.2.4 施設の運用・管理に関する事項

建築及び防犯設備による防犯対策を検討するに当たり、次に掲げる施設の運用・管理に関する事項について、施設管理者等と協議する。

- ① 平休日、時間帯別の施設の管理
- ② 不正侵入対策等のための鍵の管理
- ③ 施設情報の漏洩による犯罪の防止のための図面等の管理
- ④ 警備員等による巡回警備等
- ⑤ 特に重要な財産の管理
- ⑥ 防犯環境を向上するための地域との連携

#### 3.3 検証方法

- (1) 施設の防犯に関する検証は、建築、防犯設備及び施設の運用・管理について、客観的かつ総合的に行う。
- (2) 検証の結果については、施設管理者等に的確に伝達する等、関係者間における情報の共有化を図るとともに、施設運用時の防犯計画等に適切に反映する。

#### 附則

この基準は、平成21年6月1日から適用し、適用日において現に存する官庁施設については適用しない。